2　申請の時期
⑴　平成22年４月からの資格付与を希望する者
①　郵送の場合　平成22年２月１日から平成22年３月１日（当日消印有効）までの間に郵送(書留又は簡易書留に限る。)すること。
②　持参の場合　平成22年２月15日から平成22年２月19日までの間（受付時間は10時から16時(ただし､12時から13時までを除く。)とする。)に申請すること。
⑵　上記２⑴①及び②の期限後の申請についても随時に受け付けるが、資格の付与が希望する入札に間に合わない場合がある。
3　申請の方法
⑴　申請書の入手方法
独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「農研機構」という。)所定の「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書」(以下「申請書」という。)は、平成22年１月29日以降、農研機構ホームページから入手することができる。
http://www.naro.affrc.go.jp/raise/screening.html（農研機構）
⑵　申請書の提出方法
申請を行う者は、申請書に次の書類を添付し、別記２に掲げる申請書の提出場所へ提出すること。
①　建設工事契約の申請を行う場合
ア　工事経歴書
イ　営業所一覧表
ウ　総合評価値通知書の写し
エ　業態調書（管工事を希望する場合）
オ　納税証明書の写し
カ　共同企業体協定書の写し（共同企業体として申請する場合）
キ　共同企業体調書（共同企業体として申請する場合）
②　測量・建設コンサルタント等契約の申請を行う場合
ア　測量等実績調書
イ　技術者経歴書
ウ　営業所一覧表
エ　財務諸表類
オ　登記簿謄本（法人の場合）
カ　登録証明書等
キ　納税証明書の写し
③　物品の製造等契約、物品の販売契約、役務の提供等契約、物品の買受け契約の申請を行う場合
ア　登記簿謄本（法人の場合）
イ　財務諸表（法人の場合）又は営業用純資本額に関する書類及び収支計算書（個人の場合）
ウ　営業経歴書
エ　納税証明書の写し
⑶　申請書等の作成に用いる言語
①　申請書及び財務諸表は、日本語で作成すること。なお、外国語で記載されたその他の書類は、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
②　提出書類のうち、金額欄に外国貨幣額を使用している場合は､出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により、邦貨額に換算して記載すること。
4　競争に参加することができない者
⑴　農研機構契約事務実施規則第８条に規定する特別な事由のある場合を除く契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の事由がある場合に該当する。
⑵　申請書及び審査に必要な書類に故意に虚偽の事実を記載した者又はこの者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者
⑶　数人の建設業者が共同して工事を施工する協定により結成した企業体であって、上記４⑴若しくは⑵に該当する構成員を含む者
5　競争参加資格及びその審査
競争に参加することができる者の資格審査は、農研機構が定める「契約競争参加者等資格審査規則」により行う。
なお、競争参加資格に基づき実際に調達を行うに際しては、適正な競争性を確保するため、他の等級の競争参加が可能となるような弾力的な競争参加を認める場合がある。
6　資格審査結果の通知
資格確認通知書等により通知（郵送)を行う。
7　会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者の取扱い
⑴　今回の申請時において会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続申請中の者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続申請中の者は、手続開始の決定を受けた者（以下「更生手続等開始決定者」という。)となった後に、一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うこと。
⑵　平成22年度一般競争（指名競争）参加資格の有資格者として確認を受けた後に更生手続等開始決定者となった者は、再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。
⑶　更生手続等開始決定者であって、再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行わないときは、一般競争（指名競争）において競争参加資格を取り消す場合がある。
8　農研機構契約事務実施規則の特例を定める規則第４条第５項に基づく事項
⑴　調達をする物品等又は特定役務の種類
物品：外国雑誌
特定役務：汚水処理
⑵　資格の有効期間及び更新手続
①　１⑴及び⑵の契約に係る資格の有効期間は資格を付与した日から平成23年３月31日までとし、その後の有効期間の更新を希望する者は、平成23年１月に平成23・24年度の資格審査の公示を行う予定であるので、当該公示に基づき申請書を提出するものとする。
②　１⑶から⑹までの契約に係る資格の有効期間は資格を付与した日から平成25年３月31日までとし、その後の有効期間の更新を希望する者は、平成25年１月に平成25・26・27年度の資格審査の公示を行う予定であるので、当該公示に基づき申請書を提出するものとする。
9　申請ができない場合
⑴　次の各号に掲げる場合には、１⑴の申請ができないものとする。
①　建設業法（昭和24年法律第100号）第３条の規定による許可及び同法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていない場合
②　経営事項審査において、総合評価値通知を受けていない場合
③　競争参加資格申請の直前に通知を受けた経営事項審査の審査基準日が申請を行う日の１年７月前の日以後のもので、再審査を含めて平成20年４月１日付けで改正された基準による経営事項審査の総合評定通知を受けていない場合
10　競争参加資格を有する者の名簿の閲覧先
〒305―8517 茨城県つくば市観音台３―１―１　農研機構統括部財務課会計班契約係
別記１　発注機関：本部、中央農業総合研究センター、作物研究所、果樹研究所、花き研究所、野菜茶業研究所、畜産草地研究所、動物衛生研究所、農村工学研究所、食品総合研究所、北海道農業研究センター、東北農業研究センター、近畿中国四国農業研究センター、九州沖縄農業研究センター、農業者大学校、生物系特定産業技術研究支援センター
別記２　申請書の提出場所：〒305―8517 茨城県つくば市観音台３―１―１　農研機構統括部財務課会計班契約係　電話029―838―8558

招　　請

意見招請に関する公示

次のとおり調達物品の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。
平成 22 年１月 29 日
東京税関総務部長　長谷川浩一
◎調達機関番号　015　◎所在地番号　13
1　調達内容
⑴　品目分類番号　7
⑵　購入等件名及び数量
税関職員用冬制服　男子上衣　3,868着
男子下衣　3,868着
女子上衣　1,022着
女子スカート　1,022着
女子スラックス　511着
2　意見の提出方法
⑴　意見の提出期限　平成22年２月19日17時00分（郵便等の場合は必着のこと。）
⑵　提出先　〒135―8615 東京都江東区青海２―７―11　東京税関総務部会計課用度係　太田　尚規　電話03―3599―6236
3　仕様書案の交付
⑴　交付期間　平成22年１月29日から平成22年２月19日まで。
⑵　交付場所　上記２⑵に同じ。
4　仕様書案の説明会
⑴　開催日時　平成22年２月８日15時30分
⑵　開催場所　東京税関７階入札室